

静岡県告示第16号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月14日

静岡県知事 川勝平太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行佐鳴台支店の項所在地の欄中「佐鳴台3丁目36番6号」を「鴨江3丁目53番20号（蛸塚支店内）」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「スルガ銀行東京支店
スルガ銀行ゆうちょ専用支店」を「スルガ銀行東京支店」に改める。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中

「スルガ銀行タウンネットワーク支店」を「スルガ銀行タウンネットワーク支店
スルガ銀行個人専用支店」に改める。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社ゆうちょ専用支店の項を次のように改める。

スルガ銀行株式会社個人専用支店	駿東郡長泉町東野500番地		
-----------------	---------------	--	--

2の(3)のエの表三島信用金庫二日町支店の項所在地の欄中「東本町1丁目16番31号」を「芝本町12番3号」に改め、同表島田掛川信用金庫御前崎西支店の項所在地の欄中「5174番地の1」を「111番地の3（御前崎支店内）」に改め、同表島田掛川信用金庫浜岡北支店の項所在地の欄中「2497番地の10」を「3945番地の1（浜岡支店内）」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、株式会社静岡銀行佐鳴台支店及び三島信用金庫二日町支店に係る改正規定は令和2年1月20日から施行する。